

枚方市規則第 13 号

枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和元年枚方市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 7 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第3条に次の1項を加える。

- 10 前項第1号の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第12条の2中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改める。

第12条の3中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改める。

第12条の4中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第13条第4号中「第45条第2項」を「第46条第2項」に改める。

第17条第8項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第9項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第10項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第18条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第21条第6項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第7項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第8項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第25条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第30条第1項の表第44条第1項の項中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条第5項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第6項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第7項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第36条第6項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第7項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第8項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第37条第6項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第7項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第8項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第41条第5項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第6項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第7項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第42条第1項中「第91第1項」を「第91条第1項」に改める。

第46条第4項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第5項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第6項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

第49条第1項の表第44条第1項の項中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条第4項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第5項中「第45条第3項」を「第46条第3項」に改め、同条第6項中「第46条第2項」を「第47条第2項」に改める。

附 則 [令和5年3月27日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。